

平成29年夏季一時金要求・回答状況(速報第1報)

【速報集計・単純平均（1組合あたり平均）】

◇ 平均要求額	749,718円
◇ 平均回答額	639,940円
◇ 平均妥結額	649,180円

- 大阪府総合労働事務所が、府内に所在する約 2,000 労働組合を対象として調査し、6月2日にまとめた夏季一時金要求・回答・妥結状況（速報集計第1報）は以下のとおりです。【単純平均（1組合あたり平均）】

◇ 要求・回答・妥結額の水準

区 分	平成29年 (第1報・6月2日集計)	平成28年 (第1報・6月2日集計)
要 求	(302組合) 749,718円	(358組合) 750,944円
回 答	(300組合) 639,940円	(293組合) 634,491円
うち、妥結	(280組合) 649,180円	(253組合) 626,913円

◇ 企業規模(従業員数)別回答・妥結状況

企業規模 (従業員数)	集計 組合数	回答額 (円)	うち、妥結	
			集計組合数	妥結額 (円)
29人以下	30	658,901	29	672,799
30～99人	40	517,818	34	513,114
100～299人	72	593,698	68	605,135
299人以下	142	586,098	131	596,231
300～999人	81	611,035	74	617,009
1,000人以上	77	769,638	75	773,408

◇ 産業別要求・回答・妥結状況【単純平均】

全産業計	要求状況		回答状況		妥結状況	
	要求組合 (組合)	要求額 (円)	回答組合 (組合)	回答額 (円)	妥結組合 (組合)	妥結額 (円)
	302	749,718	300	639,940	280	649,180
製造業計	222	729,170	205	639,448	191	653,495
食料品・たばこ	6	728,399	7	x	6	720,297
繊維、衣服	10	556,760	9	x	8	636,636
木材、家具・装備品	2	x	2	x	2	x
パルプ・紙・紙加工品						
印刷・同関連	5	552,915	6	400,478		
化学	15	742,447	28	676,389	25	697,585
石油・石炭製品			1	x	1	x
プラスチック製品	2	x	2	x	2	x
ゴム、皮革製品						
窯業・土石製品	15	1,216,667	14	688,929	14	688,929
鉄鋼	24	651,246	19	594,840	19	594,840
非鉄金属	10	627,794	9	569,811	9	569,811
金属製品	34	630,003	26	x	25	562,400
機械器具	67	758,013	50	x	48	675,651
電子部品・デバイス	2	x	1	x	1	x
電気機械器具	12	697,864	12	714,832	12	714,832
情報通信機械器具						
輸送用機械器具	14	708,766	15	682,785	15	682,785
その他の製造	4	876,524	4	777,461	4	777,461
非製造業計	80	806,739	95	640,999	89	639,921
農林水産業						
鉱業・採石・砂利						
建設業	5	737,039	4	682,036	4	682,036
電気・ガス・熱供給・水道業						
情報通信業	3	927,187	18	791,859	15	812,066
うち、通信・放送						
うち、情報サービス			5	852,591	5	852,591
うち、情報制作(出版等)	3	927,187	13	768,501	10	791,804
運輸業・郵便業	27	1,045,610	31	620,274	31	620,274
うち、私鉄・バス等	3	1,042,921	5	849,359	5	849,359
うち、道路貨物輸送	15	963,513	17	543,167	17	543,167
うち、郵便業						
うち、その他	9	1,183,333	9	638,650	9	638,650
卸売・小売業	33	600,929	31	x	30	561,393
金融・保険、不動産、物品賃貸業			2	x	2	x
うち、金融・保険業						
うち、不動産業			2	x	2	x
うち、物品賃貸業						
学術研究、専門・技術サービス業			1	x	1	x
飲食店、宿泊業	3	456,029	3	356,959	3	356,959
生活関連サービス業、娯楽業						
医療、福祉、教育、学習支援業	1	x	1	x		
うち、教育・学習支援業	1	x				
うち、医療・福祉			1	x		
複合サービス業、サービス業	8	x	4	x	3	785,411
うち、複合サービス事業			1	x	1	x
うち、自動車整備・機械修理	2	x				
うち、賃貸・広告業						
うち、その他	6	931,388	3	807,861	2	x

※ 集計組合数が1又は2の場合は、当該の個別情報を秘匿するために「x」で表示しています。
また、秘匿した数字が差引計算により判明する場合は、さらに他の箇所を「x」で表示しています。

【参 考】

- ◇ 支給月額が算出可能（平均賃金が明らか）な242組合における受結状況
(単純平均)

区 分	平均賃金	受結額	支給月数
受 結	283,786円	650,969円	2.29か月

(※) 本結果は、速報第1報時点で受結済みの280組合を母数としています。

- ◇ 同一組合における対前年比較（単純平均・集計対象組合数：220組合）

区 分	平成29年	平成28年	対 前 年 比 金 額 (率)
受 結	653,854円	650,450円	+3,404円 (+0.5%)

(※) 本結果は、速報第1報時点で受結済みの280組合のうち、前年の受結額も
明らかな同一の220組合で比較したものです。

なお、本結果の詳細分析については、詳細分析報告にて発表（7月31日予定）
します。

【今後のホームページでの公表予定】

速報第2報 6月26日（月曜日）

最 終 報 7月26日（水曜日）

詳細分析報告 7月31日（月曜日）

※最終報については、改めて報道発表いたします。

- ◆ 総合労働事務所 ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/chousa/list3505.html>

右記のQRコードからもご覧いただくことができます。



産業別統一要求一覧（一時金関連）

平成29年6月2日現在

単産名	要 求 内 容	要求提出日	回答指定日
電機連合	・平均で年間5ヵ月分を中心とし、「産別ミニマム基準」は年間4ヵ月を確保する。 【年間要求方式】	2月16日まで	3月15日まで
UAゼンセン	【正社員組合員】 ・年間要求:5ヵ月基準 【短時間組合員】 ・フルタイム組合員との均衡をはかるものとし、要求月数については、労働内容、責任、働き方を踏まえ決定（年間2ヵ月基準）	6月上旬まで	6月末日まで
JAM	・年間5ヵ月基準または半期2.5ヵ月基準の要求とする。 ・最低到達基準として、年間4ヵ月または半期2ヵ月とする。	5月25日	6月15日
自動車総連	・年間5ヵ月を基準とし、最低でも昨年獲得実績以上とする。 【年間要求方式】	2月末まで	集中回答日 3月15日 4月末まで
情報労連	・「年間収入の確保・向上」を図る観点から前年実績を確保したうえで、さらなる上積みをめざすこととする。 【年間要求方式】	—	—
私鉄総連	○年間臨時給 ・2016年度の協定月数を堅持する。 ・削減を余儀なくされた組合については、回復分を強く要求する。 ・年間5ヵ月に満たない組合は、5ヵ月を要求する。 ・協定は、夏冬別途ではなく、年間協定とする。 【年間要求方式】	2月上旬	大手回答指定日 3月16日14:00 中小回答日 3月21日15:00まで
交通労連	・年間での要求及び賃金と同時要求・同時妥結を基本として、年収の引き上げに取り組む。 (1)トラック：1人平均100万円中心 (2)軌道・バス：目標5ヵ月以上、最低でも3ヵ月以上 (3)ハイヤー・タクシー：臨時給制度がある場合、前年実績（年間）+年収2.0% (4)自校・一般：6ヵ月 （最低4ヵ月以上を獲得目標とし、前年実績がこれを上回る組合の獲得目標は前年実績以上とする） 【年間要求方式】	原則2月末まで 遅くとも3月末までに提出	4月末までの解決を目標とし、遅くとも6月末までに全闘争参加組合が解決できるよう取り組む。
JEC連合	・ミニマム基準年間4ヶ月 ・固定部分をもつ組合では、固定部分の4ヶ月以上への引き上げに取り組む。 【年間要求方式】	2月24日	集中回答日 3月15日 遅くとも4月末
全電線	・年間要求:「生活保障部分(固定部分)」と「成果反映部分(変動部分)」の2つの要素に基づき要求。 ・平均方式:生活保障部分と成果反映部分を併せて5ヵ月を中心。 ・最低保障方式:産別ミニマム基準として4ヵ月。 【年間要求方式】	2月23日	大手3月15日 中小 3月16、17日
フード連合	・年間6ヵ月以上を基本とし、最低でも年間4ヵ月以上を確保する。 【年間要求方式】	2月21日～28日	3月15日
電力総連	・年間要求:「年間4ヵ月を最低水準」とし、過去の妥結実績、企業業績、生産性向上や職場実態などを勘案した要求を行う。 【年間要求方式】	2月21日 (遅くとも3月末まで)	遅くとも4月末まで

単産名	要 求 内 容	要求提出日	回答指定日
運輸労連	<ul style="list-style-type: none"> ・年間要求120万円以上（5ヵ月以上・前年同額） ・夏季一時金60万円以上（2.5ヵ月以上） 	2月10日	4月21日
全国一般大阪	<ul style="list-style-type: none"> ・基準内賃金の3ヵ月 <p style="text-align: right;">【年間要求方式】</p>	2月末まで	3月10日
印刷労連	<ul style="list-style-type: none"> ・平均要求基準として年間で基準内賃金4ヶ月を中心 （季別の場合は夏季、年末とも2ヶ月を中心） 	—	—
J R 連合	<ul style="list-style-type: none"> ・単組ごとに設定 	単組ごとに設定	単組ごとに設定
J R 総連	<ul style="list-style-type: none"> ・単組ごとに設定 	単組ごとに設定	単組ごとに設定
基幹労連	<ul style="list-style-type: none"> ・業種別部会でのまとまりを重視した要求を行う ・要求基準はJCMの「年間5ヵ月以上を基本」とする考え方を踏まえ、要求方式ごとに設定 ・構成要素は「生活を考慮した要素」と「成果を反映した要素」 ・各要求方式で示した水準以上を目指すことができる組合は、増額に取り組む ・財源確保は、「組合員平均」または「基準労務構成に基づく支給財源方式」 (1)「金額」要求方式： 「生活を考慮した要素」は、120万円ないし130万円 「成果を反映した要素」は、40万円を基本に設定 (2)「金額+月数」要求方式：40万円+4ヵ月を基本 (3)「月数」要求方式：5ヵ月を基本 (4)業績連動型決定方式：中期ビジョンの考え方を踏まえる <p style="text-align: right;">【年間要求方式】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2月10日に集中して行う。 ・要求提出ゾーンを2月10日～28日に設定 ・遅くとも2月末日までに要求提出できるよう努力する。 	3月15日 <ul style="list-style-type: none"> ・回答の集中化が図れるよう努力する
航空連合	<ul style="list-style-type: none"> ・年間一括協定の締結を原則とする。 ・成果の公正配分を求める。 ・「年間5ヵ月台」を中期的な目標とし、前年実績を上回る要求を行う。 ・有期雇用社員・パート労働者への処遇改善と適正な成果配分を求める。 <p style="text-align: right;">【年間要求方式】</p>	3月上旬	3月月内決着
化学一般	<ul style="list-style-type: none"> ・新賃金の2.5ヵ月を基準 ・欠勤等の控除条件の緩和等による支給条件の改善 	3月3日	3月15、22日
全印総連	<ul style="list-style-type: none"> ・誰でも最低で基準内賃金の2ヵ月分。これを実績でクリアしている組合では、基準内賃金の3.5ヵ月分以上とする。 	3月2日	3月15日
建交労	<ul style="list-style-type: none"> ・要求額90万円 	2月16日	6月7日
全国一般府本	<ul style="list-style-type: none"> ・3ヵ月分以上とする。 	5月22日まで	5月31日
医労連	<ul style="list-style-type: none"> ・夏期一時金の(2.5ヶ月+α)以上の保障。 	2月末まで	3月16日

単産名	要 求 内 容	要求提出日	回答指定日
生協労連	・夏季一時金は、正規・パートとも前年実績からの上積みを目指す。 ・均等待遇実現の立場から、すべての労働者への一時金制度の確立・復活を目指す。	2月24日まで	3月15日
J M I T U	・3ヶ月以上。 ・継続雇用者・パート・契約社員なども同月数。派遣・請負にも一時金を支給。 ・査定、成果主義、業績連動の導入・拡大を認めない。年間協定反対。	5月23日	6月7日
新聞労連	・前年夏要求実績額以上（労連平均で2.66カ月）とする。	5月23日	① 6月1日 ② 6月8日 ③ 6月13～15日 ④ 6月22、23日
全港湾	・各支部毎に要求方針を確立（昨年実績を下回らない要求内容）	6月上旬	6月末
全日建近畿	・年間250万円以上（セメント、生コン） ・トラック支部は120万円 【年間要求方式】	春闘時、年間	—
出版労連	・夏季一時金（最低指標）「誰でも30割、63万円以上」 ・要求方式「月例賃金の〇割（+〇円）」	3月2日	3月15日
全倉運	・例月賃金の3カ月分を基準	3月14日	3月28日
民放労連	・半年収方式による月例賃金と夏期一時金の同時要求・同時決着をめざす。 ・2008年のリーマンショック以前の年収をめざす。クリアしている労組は直近の過去最高を超えることをめざす。	3月1日	3月15、29日
泉州労連	・2.3か月以上を要求 ・2017年春闘要求の積み残し要求	6月1日	6月16日
大阪港湾労組	・6月13日までに要求方針を決定する	6月13日	6月末頃

※網掛けは年間要求方式である。また、年間要求方式の産別でも、単組・支部により季毎で取り組んでいる組合もある。

※「—」は統一した要求提出日及び回答指定日が設定されなかったこと等による。